

令和元年度柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

柏崎市社会福祉協議会では次のとおり非常勤職員（給食配達員）を募集します。

1 受付期間

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
給食配達員 (土日)	1名	学歴不問・年齢不問 以下の資格を有する方 普通自動車免許（AT限定可）

3 申し込み資格

住 所 採用時に当会配属先事業所に、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地

柏崎市総合福祉センター（柏崎市豊町3番59号）

5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、3日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面接試験

6 合格者の決定通知及び採用

試験の合否については、面接日から3日以内に電話で通知いたします。採用日については相談のうえ、決定します。

7 給与・雇用期間等

- (1) 給与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時給 土曜日・日曜日 900円
月曜日～金曜日 830円
- (2) 手当 雇用契約職員に関する細則に基づく通勤手当
- (3) 雇用期間 採用の日から令和2年3月31日（原則として契約更新します）
- (4) 勤務時間 土曜日・日曜日のほか、他の配達員が休む場合、平日勤務をお願いすることがあります。
月曜日～土曜日 9時30分～12時30分
日曜日 10時30分～13時30分
- (5) 休日 勤務表で定めます。
- (6) 業務内容 ふれあい給食サービス事業において、高齢者宅に昼食弁当を配達し、安否確認を行う。
- (7) 福利厚生 年次有給休暇、無期転換制度あり。労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

8 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）職務経歴書を添付し、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

(2) 履歴書記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 資格を証明できる資料（運転免許証等の写し）1部を同封のこと。
- ⑤ 郵送で履歴書等を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

9 照会等

この試験についてご不明な点がありましたら、下記にご連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当:小竹、野澤)